

東京都立調布北高等学校管理運営規程

第1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立調布北高等学校（以下「本校」という。）の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第2 事案決定

本校における事案決定は東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督する。

第6 指導教諭

指導教諭は、生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

第7 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第8 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第9 校務分掌組織

校務に関する分掌は、次のとおりとする。

1 部

- 教務部 （教育課程の編成及び実施、教科書及び教材の取り扱い、諸儀式の実施、図書、庶務、募集対策、ホームページ、その他教務に関することを所掌する。）
- 生活指導部 （生活指導、生徒会・委員会指導、部・同好会活動の統括、視聴覚その他生徒指導に関することを所掌する。）
- 進路指導部 （進路指導計画、進路情報の収集、進路相談、学校要覧、同窓会その他進路に関することを所掌する。）
- 保健部 （保健関係行事、保健室の管理、環境衛生の整備その他保健に関することを所掌する。）

2 学年

第1学年、第2学年及び第3学年を置く。

3 教科

- (1) 国語、地理歴史・公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報及び人間としての在り方生き方に関する新教科を置く。
- (2) 国語、地理歴史・公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報に教科主任を置く。

4 企画調整会議

5 職員会議

6 教科会

教科主任を置く教科に教科会を置く。ただし、専任が一人の教科はこの限りではない。

7 委員会

進学指導推進委員会（進学指導に関する事項）

メンバー：校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、学年主任、5教科（国語、社会、数学、理科、英語）主任

国際理解教育推進委員会（日本の伝統文化、留学及び海外修学旅行等国际理解教育を推進し、国際人としての知識・教養を身につけさせる）

メンバー：校長、副校長、経営企画室長、教務主任、英語科主任、海外修学旅行該当学年主任、教務部担当者、学年の担当者

ICT活用教育推進委員会（ICT活用推進に関する事項（ICTを活用した授業を推進し、学習意欲及び効率を高める。）、コンピュータに関する事項）

メンバー：校長、副校長、教務主任、情報担当者、校長が指名した教員

理数系教育推進委員会（理数系授業の充実及び大学との連携を通して、理数系教育を推進する）

メンバー：校長、副校長、進路指導主任、数学科主任、理科主任、校長が指名した教員

学校保健委員会（学校保健のあり方に関する事項）

メンバー：校長、副校長、保健部主任、各学年保健担当、保護者、養護教諭、学校医、学校薬剤師

安全衛生委員会（学校における安全衛生に関する事項）

メンバー：校長、副校長、経営企画室長、保健体育科主任、保健部主任、教育系職員代表、行政系職員代表、産業医

教科書選定委員会（教科書の選定に関する事項）

メンバー：校長、副校長、経営企画室長、教務部主任、教務部の担当者、各教科主任

入学者選抜選考委員会（入学者選抜の方法等に関する事項、選考・採点・検査問題作成）

メンバー：校長、副校長、経営企画室長、教務主任、教務部の担当者

検査問題作成委員会（補欠募集等の検査問題作成・点検等に関する事項）

メンバー：校長、副校長、教務主任、国数英各科主任

防災教育推進委員会（学校や地域の実態に応じた体験的、実践的な防災教育の充実を図る。）

メンバー：校長、副校長、経営企画室長、生活指導主任、保健部主任、1学年主任、生活指導部の担当者、消防関係者、地域代表、PTA代表

業者選定委員会（各学年の事業に係わる業者の選定に関する事項）

メンバー：校長、副校長、経営企画室長、経営企画室担当者、当該学年・分掌の担当者

教育課程検討委員会（教育課程の検討に関する事項）

メンバー：校長、副校長、主幹教諭、各教科主任

学力向上推進委員会（学力向上に関する事項）

メンバー：校長、副校長、教務主任、教務部の担当者、5教科（国語、社会、数学、理科、英語）主任

特別支援委員会（特別支援・食物アレルギーに関する事項）

メンバー：校長、副校長、保健部主任、学年保健の担当者、養護教諭、スクールカウンセラー

カウンセリング委員会（生徒のカウンセリングに関する事項）

メンバー：校長、副校長、経営企画室長、保健主任、養護教諭
各学年担当、スクールカウンセラー

学校開放事業運営委員会（公開講座及び施設開放の計画、立案、実施に関する事項）

メンバー：校長、副校長、経営企画室長、経営企画室担当職員、
担当教員、市町村教育委員会社会教育関係職員、PTA代表

学校いじめ対策委員会（学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行う）

メンバー：校長、副校長、各学年主任、生活指導主任、養護教諭、
スクールカウンセラー

学校サポートチーム（学校いじめ対策委員会を支援）

メンバー：学校運営連絡協議会のメンバー

「人間と社会」実行委員会（教科「人間と社会」の実施計画及び進行管理を行う）

メンバー：校長、副校長、1学年主任、1学年の担当者、教務主任、
教務部の担当者、進路指導主任、進路指導部の担当者

アクティブ・ラーニング推進委員会（アクティブ・ラーニング推進に関する事項）

メンバー：任意

オリンピック・パラリンピック推進委員会（オリンピック・パラリンピック推進に関する事項）

メンバー：任意

Classi 推進委員会（ICT教育ソフトウェアに関する事項）

メンバー：進路部、生活指導部、教務部、1学年、2学年の担当者

8 学校運営連絡協議会

9 部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された者が行う。

10 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部の所掌とする。

個人情報の管理組織図は別表1のとおりとする。

11 その他

校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。

第10 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

第11 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、各部主任、各学年主任及び校長が選任した経営企画室職員とする。

3 学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めたときは、企画調整会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

4 開催

定例会は、原則として毎週1回開催する。

5 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

6 その他、必要な事項は、校長が定める。

第12 職員会議

1 目的

職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

（1）校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。

（2）校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。

（3）校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

- 2 構成員
常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。
- 3 学校運営連絡協議会協議委員の参加
校長が必要と認めたときは、職員会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。
- 4 開催
定例会は原則として月 1 回開催する。
- 5 招集
校長が招集し、その運営を管理する。
- 6 司会
校長が選任する。
- 7 記録
校長が記録者を選任する。記録者は会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。
- 8 運営
 - (1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。
 - (2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意向を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第 1 3 教科会

- 1 目的
教科主任が中心となって、各教科における指導の目標、方針の共有及び授業進度の調整並びに教科指導に関する人材育成を円滑進める体制を確保するため、校務分掌組織の一つとして教科会を設置する。
- 2 所掌事項
 - (1) 教科別の具体的な学習目標の策定及び検証に関すること。
 - (2) 「年間授業計画」に関すること。
 - (3) 各教員が作成する「週ごとの指導計画」の点検に関すること。
 - (4) 授業の進度や指導内容の確認に関すること。
 - (5) 定期考査及び学習評価に関すること。
 - (6) 教科書選定に関すること。
 - (7) 教務部との連絡・調整に関すること。
 - (8) 組織的な教科指導において、校長が特に必要と認めること。
 - (9) 教科指導力の向上に必要な O J T に関すること。
- 3 構成員
同一教科の全ての常勤の教員とする。
- 4 開催
定例的な教科会を、月 1 回程度開催する。
- 5 招集
教科会は、教科主任が招集する。
教科主任は、校長、副校長に、教科会の開催状況を報告する。

第 1 4 分掌組織図

分掌組織図は別表 2 のとおりとする。

第 1 5 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第 1 6 予算

校内予算の編成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第 1 7 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の必要な校内規定を定める。

第18 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

附 則

この規程は、平成11年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

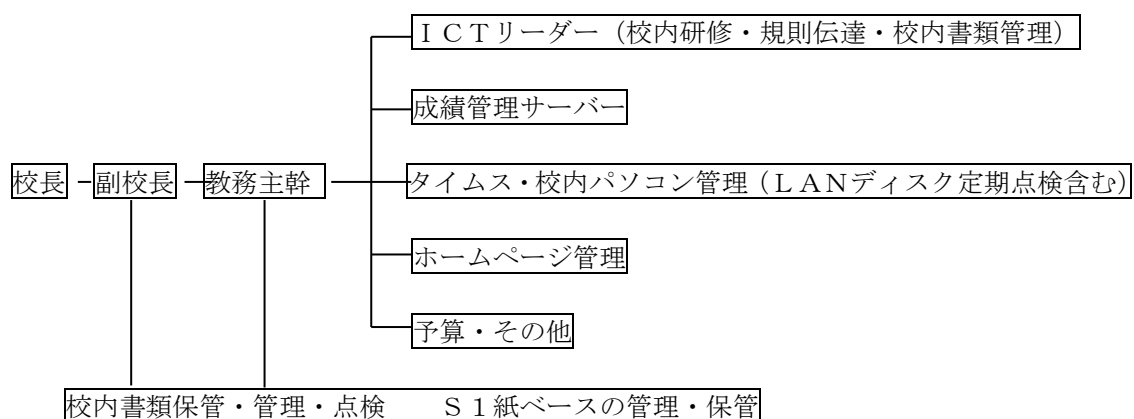
附 則

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 [個人情報管理体制組織図]



別表2 [分掌組織図]

